# 「債券貸借取引残高」の集計対象となる公社債(取引)の範囲

#### 集計対象となる取引

会員(証券会社)及び特別会員(登録金融機関業務に係る取扱いのみ)の本店、支店、 その他の営業所において、当月中に取り扱った公社債の貸借取引。

## 月末取引残高について

当初個別契約で定められた受渡日を基準に、協会員が貸し付けた(又は借り入れた)公社債券の月末時点の残高を集計しています。

個別契約上、月末日において、取引実行日が到来し、取引決済日が未到来の取引を残 高として集計しています。

#### 月中新規成約高について

協会員が月中に債券貸借取引契約の締結を行ったものについて、約定ベースで額面により集計しています。

## 集計対象となる公社債券

個人向け国債、新株予約権付社債、外貨建債券を除くすべての公社債券。

(短期社債等、手形 C P も対象外です。)

なお、国債については、発行日前取引やクライメート・トランジション利付国庫債券(いわゆる「GX 国債」)の取引を含みます。

集計対象となる公社債券の詳細については、「<u>『公社債店頭売買高』の集計対象となる</u>公社債(取引)の範囲」に記載の表をご参照ください。

各投資家区分の集計対象範囲については、「投資家区分表」をご覧ください。

以 上